

和5年3月10日 美郷町農業委員会会議録

令和5年3月10日午後2時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	小西嘉之	11番	中野龍太郎
3番	高橋秀行	12番	佐藤久
4番	佐々木竜孝	13番	欠番
5番	奥山秀治	14番	高橋正和
7番	深田秋彦	15番	深沢靖
8番	細井千代文	16番	山田貞子
9番	井関一良	17番	高橋正尚
10番	鈴木敏夫		

本会委員出席者 14名

2. 欠席委員は、次のとおり

2番	加藤堅之助
6番	佐々木定廣

欠席者 2名

1. 出席事務局職員

局 長	小田長 光 仁
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）
- 第 5 議案第12号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて
- 第 6 議案第13号 農業経営を開始したと認められる旨の証明願いについて

会長 高橋 正尚 午後2時34分本委員会の閉会を告げた。

令和5年3月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和5年3月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午後2時
4. 閉 会 午後2時34分
5. 議事録署名委員 4番 佐々木 竜 孝
5番 奥 山 秀 治

- 議 長 それでは、ただ今から令和5年第3回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、4番、佐々木委員、5番、奥山委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第9号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第9号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第9号、申請番号10番から申請番号19番について議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号10番、千畑地区の田1筆、1,961㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は当該地が居住地から遠方にあり耕作不便のため、今回農地を手放したく、受人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。
申請番号11番、千畑地区の田1筆、2,015㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は施設に入所しており、農地を売って農業を廃止したいことから売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。
申請番号12番、六郷地区の田1筆、2,805㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は受人が経営規模拡大したいことから、売買することとなりました。売買価格は総額〇〇〇円です。
続きまして、使用貸借権です。
申請番号13番、千畑地区の田82筆、畑5筆、計52,461.21㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で、後継者へ経営移

譲となります。期間は10年で、対価はありません。

続きまして、賃貸借権です。

申請番号14番、六郷地区の田1筆、505㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は体調が悪く耕作できないため、近隣で耕作している受人が耕作するものです。総額で〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号15番、仙南地区の田1筆、2,467㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人はこれまでも当該地を賃貸借しておりましたが、受人が変更となったため、今回の契約となりました。賃貸借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号16番、仙南地区の田12筆、23,014㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地をこれまで耕作していた方が耕作できなくなり、近隣で耕作してもらえる方がいなく、親族である受人が耕作することになりました。賃貸借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号17番、千畑地区の畑1筆、2,437㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は生薬を栽培するため当該地を賃貸借するものです。賃貸借料は総額〇〇〇円です。金額は美郷町財務規則により固定資産税評価額に5%を乗じた金額が貸付料となります。期間は10年間です。

続きまして、賃借権移転です。

申請番号18番、仙南地区の田1筆、畑1筆、計1,762㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。当該地の所有者は渡人の父です。受人は今年春から新規就農したいため、父から子への使用貸借の移転をするものです。

申請番号19番、千畑地区の田12筆、19,993㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地の所有者は〇〇〇さんです。申請番号13番と理由は同じで、賃借権を移転するものです。

申請番号10番と19番までの10件の申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第9号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号10番から申請番号19番までについてですが、本人案件がございますので、はじめに申請番号10番から申請番号15番までについて質疑を行います。
質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号10番から申請番号15番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号10番から申請番号15番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 それでは、申請番号16番については本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後2時08分

- 議 長 それでは、申請番号16番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号16番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号16番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後2時09分

- 議 長 それでは、申請番号17番から申請番号19番について質疑を行います。質疑ございませんか。
- 12番委員 申請番号17番について質問いたします。○○○所有の畑ということでしたけれども、今まで何か植えていましたか。
- 庶務班長 昔のことは詳しく分かりませんが、当該地はこれまで○○○が借りており、令和4月10月に解散しました。その後の使用について広報で募集した結果、○○○に決定し、町の活性化を図るため生薬をやるということです。
- 12番委員 荒れてはいなかったのですね。
- 庶務班長 パイプハウスで花をやっていたように思います。荒れてはいませんでした。
- 12番委員 分かりました。
- 議 長 他にございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号17番から申請番号19番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号17番から申請番号19番までについては原案のとおり決しました。
よって日程第2、議案第9号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第3、議案第10号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第10号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第10号、申請番号11番から申請番号16番について議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号11番、千畑地区の田3筆、畑1筆、4, 293㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。理由は議案第9号、申請番号11番と同じです。売買価格は総額○○○円で、引き渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりで。受人は

農機具一式を所有しております。

申請番号12番、六郷地区の田8筆、畑2筆、計12, 128㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親族です。当該地はこれまで賃貸借していましたが、渡人は高齢となり後継者もないことから、受人へ農地を贈与するものです。引き渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号13番、仙南地区の田7筆、11, 238㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり、後継者もなく農地を手放したく、昨年から贈与を前提に受人を探しており、今回の贈与となりました。引き渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。続きまして賃借権設定です。

申請番号14番、仙南地区の田4筆、14, 472㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり後継者もなく、隣地を耕作している受人へ耕作をお願いするものです。10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号15番、仙南地区の田3筆、11, 132㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあた〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

続きまして賃借権移転です。

申請番号16番、千畑地区の田5筆、5, 489㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地の所有者は〇〇〇さんです。理由は議案第9号、申請番号13番と同じで、賃借権の移転をするものです。受人の経営状況につきましては、資料6ページのとおりです。受人はコンバインは共同所有、その他農機具4点は自己所有しております。

申請番号11番から16番の6件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第10号について、事務局より説明が終わりました。それでは、これより審議を行います。申請番号11番から申請番号16番について質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番委員 申請番号16番ですが、先ほどの申請番号19番の賃貸借移転は経営移譲になっていて、こちらは10aあたり〇〇〇円の賃借権の移転となっています。どのような違いですか。

●庶務班長 議案第9号の申請番号19番は、農地法3条で契約していたので、3条の賃借権の移転です。議案第10号は基盤強化なので、基盤強化の中での賃借権の移転となります。もともとの法律が違います。解約しないでそのまま引き

継いだので3条は3条、基盤強化は基盤強化での受け手変更となります。

- 議 長 3条は何年という契約をしますが、自動継続なので解約しない限り続きます。他は期間が10年と設定がされれば、その期間が終わればまた更新しなければならぬので、例えば途中5年で何か変わることがあれば親族であろうと、もう一度やり直すということになります。
- 11番委員 契約についてですが、以前は解約して移転していたと思いますが、解約しないで移転するメリットはなんですか。
- 庶務班長 受け手が親子で経営が一緒です。解約してやり直してもいいのですが、また同じ資料を用意してもらわなくても、同居世帯の中で親から子に移っただけで同じ家族経営ですので特に必要ないと思われま。

- 議 長 暫時休憩します。 午後2時19分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後2時21分

- 議 長 他に質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号11番から申請番号16番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号11番から申請番号16番については原案のとおり決しました。
- 議 長 日程第3、議案第10号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第4、議案第11号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）を上程し議題とします。議案第11号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第11号、申請番号35番から申請番号59番について議案書をもとに朗読、説明 】
中間管理事業による賃借権設定です。期間はすべて10年間です。
申請番号35番、千畑地区の田1筆、2,069㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号36番、千畑地区の田3筆、7,914㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号37番、千畑地区の田2筆、1,914㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号38番、六郷地区の田7筆、2,787.68㎡、出し手は〇〇〇夫さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号39番、六郷地区の田4筆、6,074㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号40番、六郷地区の田5筆、9,061㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号41番、六郷地区の田5筆、7,155㎡、出し手は〇〇〇さん、

受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号42番、仙南地区の田2筆、18,343㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号43番、仙南地区の田4筆、19,579㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号44番、仙南地区の田5筆、26,577㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。総額で〇〇〇円です。
申請番号45番、仙南地区の田2筆、5,496㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号46番、仙南地区の田3筆、6,443㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さん、10aあたり〇〇〇円です。
申請番号47番、仙南地区の田3筆、1,728㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号48番、仙南地区の田3筆、4,577㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号49番、仙南地区の田1筆、2,825㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号50番、仙南地区の田5筆、17,024㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号51番、仙南地区の田1筆、3,000㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号52番、千畑地区の田2筆、2,949㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号53番、千畑地区の田1筆、2,332㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号54番、千畑地区の田2筆、4,024㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号55番、千畑地区の田63筆、40,736㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号56番、千畑地区の田2筆、4,033㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号57番、千畑地区の田2筆、4,029㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号58番、千畑地区の田1筆、770㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号59番、千畑地区の田2筆、2,959㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号35番から59番までの25件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第11号について、事務局より説明が終わりました。
それでは、これより審議を行います。申請番号35番から申請番号59番に

ついて質疑を行います。

- 議 長 質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号35番から申請番号59番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号35番から申請番号59番については原案のとおり決しました。よって、日程第4、議案第11号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第5、議案第12号引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて、日程第6、議案第13号農業経営を開始したと認められる旨の証明願いについては関連性がありますので、一括して上程し議題とします。議案第12号、議案第13号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第12号、議案第13号について、議案書をもとに朗読、説明 】
贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている方は、3年ごとに農業経営を行っている旨の証明をそれぞれ大曲税務署、秋田総合県税事務所に提出することになっております。贈与税の納税猶予の適用を受けるものは、33ページの11名、不動産取得税の徴収猶予の適用を受けるものは、34ページの15名で、この方々から証明願の申し出がありました。この中で備考にあります「特定貸付け」については、農業経営基盤強化促進法に基づく貸付の場合は、農業経営は廃止していないものとして税の猶予の適用が引き続き認められることから、申出者として含めております。それぞれ確定申告書の写しを添付していただき、農業を継続していることを確認しております。
続きまして、農業経営を開始したと認められる旨の証明願いについてです。36ページの申し出者は、令和4年中に農地法第3条で父から農地の贈与を受けており、今回不動産取得税の徴収猶予の適用を受けるため、証明願いを提出された方です。贈与を受けた日まで引き続き3年以上農業に携わっており、また〇〇〇さんは認定農業者であること、確定申告の写しで農業経営していることについて確認しております。以上です。
- 議 長 議案第12号、議案第13号について、事務局より説明が終わりました。この件につきましては、地元農業委員が一番存じていると思いますので、質問等がございましたら、担当地区の農業委員がお答えになるということをお願いいたします。
それでは、これより質疑を行います。
議案第12号、議案第13号について、質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第12号、議案第13号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第12号、議案第13号については原

案のとおり決しました。よって、日程第5、議案第12号、日程第6、議案第13号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 以上で本日の会議案件はすべて終了いたしました。

●議 長 これをもちまして、令和5年第3回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午後2時34分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和5年3月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 佐々木 竜 孝

議事録署名委員 奥 山 秀 治